

2025/2/25 :

情報メディア教育研究センター シンポジウム 2025

個人情報を含む教育データの 学術研究目的利用に関する法的制約の調査

秋山 凜太郎 *1 *2 上田 浩 *1

*1 法政大学 情報メディア教育研究センター *2 法政大学 大学院情報科学研究科

構成

背景 なぜ教育データを利活用するのか

前提知識 関連用語と個人情報保護法の構成

「教育データ」の法律上の扱い

学術研究目的での適用除外

学術研究機関等が負う2つの制約と責務

まとめ

なぜ教育データを利活用するのか
背景

データ駆動型社会の進展

インターネットに流通する大量のデータを収集・活用し、データに基づきサービスや生産性などを向上する社会

1993：日本におけるインターネットの商用サービス開始

1995：Windows95発売

1999：JPドメイン名の登録数10万件突破

インターネットの急速な普及

2007：iPhone（初代）発売

2015：Apple Watch（初代）発売

携帯電話所有者のスマートフォン比率が5割を突破*

ネット上の行動履歴データ活用の潮流

これからの教育目標とデータ駆動型教育

【社会背景】

- ・ 社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0時代」
- ・ 社会全体のデジタル化・オンライン化・DX加速（教育も例外ではない）

【これからの教育の姿】

- ・ 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せの実現を目指し，学習者主体の教育に転換
- ・ デジタル化を進め，**データ駆動型教育**に転換。 学習面や生活・健康面のデータ活用

「教育データ」

【意義】^{*1}

- ・ 子供：学びの機会や質の充実
- ・ 教師：指導方法の充実や働き方改革
- ・ 行政：現状把握に基づく政策立案

【取り組み】

- ・ 全国の児童・生徒1人に1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する「GIGA^{注)}スクール構想」はほぼ達成→公立初・中等学校の99.9%が完了^{*2}

^{*1} 文部科学省 初等中等教育局 学びの先端技術活用推進局，“教育データの利活用に向けた最近の主な動向”，第4回教育データの利活用に関する有識者会議，2021年。

^{*2} 文部科学省，“義務教育段階における1人1台端末の整備状況（令和4年度末時点）”，GIGAスクール構想の実現に向けた整備・利活用等に関する状況について，2022年。

注) Global and Innovation Gateway for Allの略。

私立学校における教育データの利活用事例

【帝京大学小学校 体育の授業でのタブレット活用（2023年～）】^{*1}

- ・ マット運動に取り組む際，演技する様子を児童が互いにタブレットで撮影
- ・ 撮影データをもとに，児童同士でアドバイスをしあったり，教諭は安全面の注意を説いたりする

【仙台白百合小学校 学習支援ツールを使った実証実験（2023年～）】^{*2}

- ・ 京都大学を中心とした研究グループが，株式会社内田洋行と共同でデータ収集
- ・ デジタル教材を利用した要約課題に取り組む際，マーキング機能を使った場合と使わない場合との得点比較

^{*1} 朝日新聞，「体育現場，広がるタブレット端末活用」，2024年10月2日朝刊，19面。

^{*2} エビデンス駆動型教育研究協議会，「仙台白百合小学校公開授業」，2025年。
https://ederc.jp/2025/01/20250221_oc002/

公立学校における教育データの利活用事例（1/2）

【東京都渋谷区 教育ダッシュボードの導入(2022年～)】*1

端末を通して取得した教育データなどをもとに、一人一人の子供の情報をグラフや表として可視化する

※ グラフ・表中の特定の子供をクリックすると当該子供の情報のみを表示

【サンプル画面】

✓フィルタ
・クラス、年度、年月、学期等の切り口で任意にフィルタ可能

✓心の天気
・心の状態を児童生徒が晴れ・曇り・雨・雷のアイコンで日々入力
・心の天気の入力内容を日付順で表示
・どの児童・生徒がいつ、どの天気を入力したのかを把握

✓HyperQUテスト (中学生のみ実施)
・承認得点と被侵害得点の散布図を表示
・カーソルを合わせると氏名を表示
・過去の結果からの変化を表示

✓傾向分類分布
・傾向分類は、学校生活アンケートの結果をもとに、子供たちをグループ分けしたもの
・傾向分類の最新の構成割合を表示

✓欠席・遅刻・保健室情報
・欠席回数等の多い順に氏名を表示

✓学校生活アンケート結果
・「学校で楽しく過ごしている」「先生に話したいことがある」等の学校生活アンケートの質問のうち、気になる回答をしている子供を表示
・「学校で楽しく過ごしている」の回答分布により、回答の変動を把握

※クリックすると、アンケート結果詳細シートに展開

✓タブレット利用情報
・LTE利用量
・「自殺」「いじめ」等のキーワード検索を把握
・危険キーワードを一度でも検索した児童生徒を把握

*1 渋谷新聞, “すべての子どもと先生の“ウェルビーイング”を目指す渋谷区の取り組み 渋谷区教育委員会 篠原さん、竹澤さん、松村さん”, 2024年.

公立学校における**教育データ**の利活用事例（2/2）

【埼玉県戸田市 **不登校の傾向を予測**する実証研究(2022年)】^{*1}

- ・ 欠席・遅刻・早退や保健室の利用回数，テストの点数，身長や肥満度，友人関係や家庭での会話などを聞くアンケートの回答などのデータ
- ・ **長期欠席のリスクを算出**



^{*1} 朝日新聞，“AI使い不登校を予測，試行錯誤 出欠，保健室利用状況・学力テスト…データ分析”，2024年3月27日朝刊，27面。

個人情報を含む教育データ，取り扱いは？

【個人情報保護条例に違反の疑いで，端末の使用を一時中止(2021年)】^{*1}

- ・名古屋市教育委員会は，配布するタブレット端末から**操作ログ**を収集
- ・**ログを収集する目的**を生徒や保護者に説明していなかった→**条例に抵触する疑い**

【端末にアプリを提供する事業者が，個人情報を海外事業者に再委託】^{*2}

- ・学習アプリ「スタディサプリ」を提供するリクルート
- ・日本と同程度の個人情報保護制度を有していない国へ**個人情報を委託**
- ・**保護者に十分な説明のないまま**海外の事業者に委託されたり，一般向けに販売しているアプリの**機能改善**に使われている→**保護者から不安の声**

【一方，厳密に管理している自治体も】^{*3}

- ・東京都江戸川区では，事業者に対して契約で**再委託を禁止**
- ・**個人が特定されない形**で情報を委託
- ・「端末で取得したデータは区のもので，管理主体も区である」（江戸川区担当者）

^{*1} 日本経済新聞，“名古屋市，小中学生の端末使用停止 履歴収集に指摘”，日経クロステック，2021年6月10日掲載。

^{*2} 読売新聞，“小中学校の学習端末利用で児童生徒の情報をアプリ業者が直接取得・管理…文科省が全国調査へ”，2024年7月14日朝刊。

^{*3} 読売新聞，“[データは誰の手に]「子供の情報どこでどう使われているのか」…学習端末巡り保護者から不安の声”，2024年7月14日朝刊。

現状の課題

- ▲各自治体や教育機関が個別に試行錯誤している現状は、**無駄な手間**
- ▲義務教育など、保護者や児童生徒が事実上拒否する余地がない場合
- ▲皆が安心できるような共通基盤やポリシーを策定する必要がある

円滑にデータ駆動型教育を進めるためのポリシー策定

本研究の目的

- ・ 現段階では**学術研究機関等に教育データを提供**する場面も
→大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属する者
- ・ 学術研究機関に対しては例外も多く， 規程が複雑
- ・ 学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取得あるいは提供され， 利用する際， **どのような法的制約があるか**を明確にする

前提知識
関連用語と個人情報保護法の構成

前提知識 - 用語

個人情報	定義	【個人情報保護法第2条第1項】 <ul style="list-style-type: none">・特定の個人を識別することができるもの・個人識別符号が含まれるもの
	例	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の氏名・氏名と紐づく学年，組 / 住所，生年月日，身長，体重 / 出欠席情報 / 1人1台端末の操作履歴 / テストの評点 / 学習アプリの回答ログ など
個人データ	定義	【個人情報保護法第16条第3項】 <ul style="list-style-type: none">・個人情報を容易に検索できるよう体系的にまとめた「個人情報データベース等」を構成する個人情報
	例	<ul style="list-style-type: none">・50音順にファイリングした児童・生徒のデータ

前提知識 – 個人情報保護法の構成

第4章

【個人情報取扱事業者等の義務等】

- ・ 民間部門対象の規則
- ・ **私立**の初・中・高等学校や大学を所管する学校法人が対象
- ・ 学術研究機関等が対象
- ・ **国立大学法人**や独立行政法人国立病院機構なども例外的に含まれる

第5章

【行政機関等の義務等】

- ・ 公的部門対象の規則
- ・ **公立**の初・中・高等学校を所管する教育委員会が対象*

個人情報を含む「教育データ」の
法律上の扱い

私立の学校における「教育データ」

【私立：「**個人データ**」あるいは「**保有個人データ**」に該当する】

個人データ

容易に検索できるように体系的にまとめられている場合

保有個人データ

開示，内容の訂正，追加または削除，利用の停止，消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する場合

公立の学校における「教育データ」

【公立：「保有個人情報」に該当する】

定義

【個人情報保護法第60条から一部抜粋】

- ・ **行政機関等の職員が職務上作成・取得**した個人情報であって、職員が**組織的に利用するもの**として、行政機関等が**保有**しているもの
- ・ ただし、行政文書，法人文書，又は**地方公共団体等行政文書^{注)}**に記録されているもの

教育データは

- ・ 教員，すなわち**地方公共団体の機関の職員**が取得
 - ・ 教育目的で利用するため「**組織的に用いるもの**」
- すなわち「**保有個人情報**」である

教育データを**学術研究機関等**に提供する場合

私立

【第27条：第三者提供の制限】

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない

公立

【第69条：利用及び提供の制限】

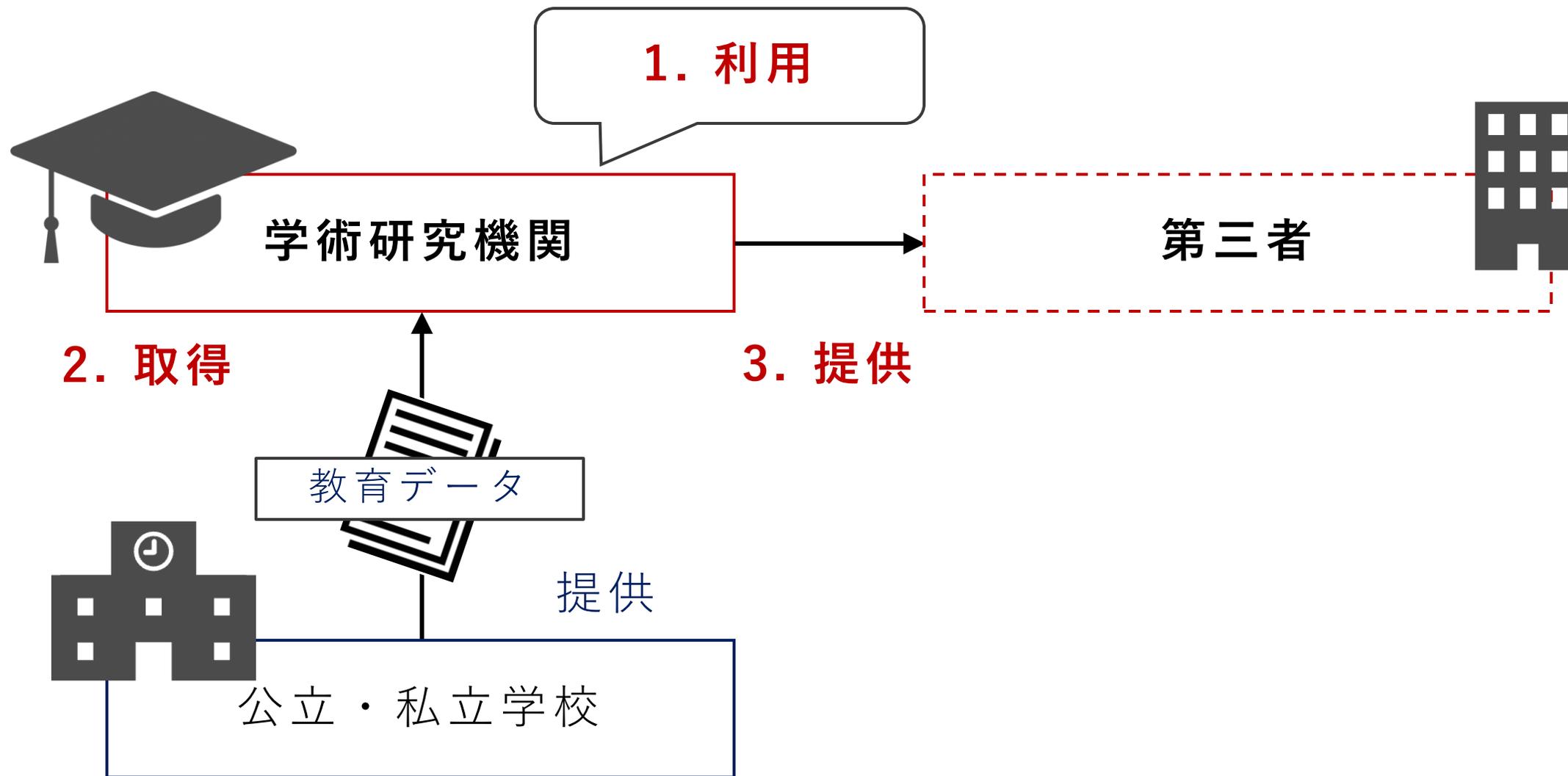
行政機関等においては、**利用目的以外の目的のために**保有個人情報を自ら利用し、又は**提供してはならない**

ただし

下記の場合は適用されない！（第27条第7項 / 第69条第2項4号）

- ・当該第三者（提供先）が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき
- ・統計の作成又は**学術研究の目的のために提供するとき**

学術研究目的での適用除外



学術研究機関が個人情報を利用する場合

(民間部門に分類)

通常は、下記の制約を受ける

【第17条：利用目的の特定】

- ・ 利用目的をできる限り特定する
- ・ 変更する場合，変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない

【第18条：利用目的による制限】

- ・ 本人の同意を得ずに，利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならない

学術研究機関の場合，適用されない^{注)}(第18条3項5号)

→ **学術研究目的であれば，個人情報の目的外利用に本人の同意は不要**

学術研究機関が個人情報取得する場合

【第20条：適正な取得】

- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない
- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで，要配慮個人情報を取得してはならない

○要配慮個人情報とは？

定義

【個人情報保護法第2条3項から一部抜粋】

個人情報の中で，本人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

要配慮個人情報の取得について，学術研究目的の場合は除外(第20条2項)

→学術研究目的であれば，要配慮個人情報は本人の同意を得ずに取得可能

学術研究機関が個人情報を提供する場合

【第27条：第三者提供の制限】

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない

ただし、**学術研究機関であるならば**、下記の場合は適用されない
(第27条5項)

- ・当該個人データの提供が**学術研究の成果の公表**又は**教授**のためやむを得ないとき
- ・当該個人データを**学術研究目的で提供**する必要があるとき

→**学術研究目的であれば、第三者に提供可能**

学術研究機関等が負う
2つの制約と責務

学術研究機関等が負う制約

安全管理措置と保有個人データの開示

(開示や内容の訂正, 削除, 利用の停止, 消去などの権限を有する個人データ)

- ・ 令和3年の個人情報保護法改正前は適用除外だったが, 改正後に適用

安全管理措置

【第23条】

個人情報取扱事業者は, その取り扱う個人データの漏えい, 滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために**必要かつ適切な措置**を講じなければならない

開示 保有個人データ

【第33条から一部抜粋】

- ・ 本人は, 個人情報取扱事業者に対し, 当該本人が識別される保有個人データの**開示を請求**できる
- ・ 個人情報取扱事業者は, 請求を受けたときは, 遅滞なく, 当該保有個人データを**開示**しなければならない

自主規範の制定

【第59条：学術研究機関等の責務】

個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、**その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表**するよう努めなければならない

→ **自主規範の制定と、それを公表することが求められる**

☆学術研究機関等の自律的な判断を尊重するための制度

(規範として考えられる例)

- ・ 目的外利用の範囲の一定の制限
- ・ 個人の権利利益を不当に侵害しないようにする配慮

まとめ

- ・ 教育データについて

公立学校においては「**保有個人情報**」

私立学校においては「**個人データ**」「**保有個人データ**」

- ・ 学校→研究機関：**利用目的以外の目的で提供できる**

- ・ 学術研究機関等が学術研究目的で利用・取得・提供する場合は**規律を適用しない**

- ・ 学術研究機関等であっても，安全管理措置と開示に関する義務は，一般の民間事業者と**同じ規律が適用される**

- ・ 学術研究機関は**自主規範を制定**すべきである

謝辞

本研究は2023年度国立情報学研究所公募型共同研究（23S1002）、文部科学省国立教育政策研究所・令和5年度教育データ分析・研究推進事業の助成を受けている。

補足：個人情報ファイル

- ・保有個人情報を含む情報の集合体

定義

【個人情報保護法第60条第2項から一部抜粋】

- ・一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を**電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの**
- ・前号に掲げるもののほか，一定の事務の目的を達成するために**氏名，生年月日，その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの**